

障害者手帳制度

●身体障害者手帳

内 容	身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するためには必要な手帳です。手帳は、障がいの程度によって、1級～6級までに区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしやく機能、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
手 続	交付申請書、指定医師による診断書・意見書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を、社会福祉課に提出してください。 県知事による、審査、決定、交付があり次第申請された方にご通知します。

●療育手帳

内 容	知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。長野県では障がいの程度によって、A1・A2・B1・B2に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
手 続	写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を添えて、社会福祉課に提出してください。※申請時に判定の資料となる聴き取り調査をいたします。 県知事による、判定、交付があり次第申請された方にご連絡します。

●精神障害者保健福祉手帳

内 容	一定の精神障がいのある方が様々な福祉的支援策を受けやすくなることを目的としたものです。障がいの程度によって、1級・2級・3級に区分されます。
交付対象	精神疾患有する方（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
手 続	医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し又は特別障害給付金受給者証の写し、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を添えて、社会福祉課に提出してください。 県知事による、判定、交付があり次第申請された方にご連絡します。

※上記の各手帳の手続きには個人番号の記載が必要になります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電 話 23-4811（内線1252～1257） F A X 22-8492
--------	--